

1 基本方針

指導検査は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和 2 年厚生労働省令第 44 号）その他の法令等及び八王子市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和 2 年八王子市条例第 13 号）の規定並びにその他国通知等に基づき、社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する無料低額宿泊所事業及び生活保護法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「無料低額宿泊所等」という。）の施設の設備及び運営に関する基準等を順守した上で、無料低額宿泊所等の入所者（以下「入居者等」という。）本位のサービスが提供されているか、適正な施設運営が確保されているかなどに主眼を置いて実施する。

2 指導検査の重点項目

(1) 入居者等に対する適切なサービスの提供の確保

ア 入居者等の処遇の充実

- (ア) 食事を提供する場合、適切な食事が提供されるよう努めているか。
- (イ) 入浴の機会は適切に提供しているか。
- (ウ) プライバシーの確保に配慮された運営がされているか。
- (エ) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応されているか。

イ 入居者等の生活環境等の確保

- (ア) 居室及び共用室などの共用設備について、日照、採光、換気及び防災について十分考慮されたものであるか。
- (イ) 居室等の面積、設備の構造は基準に適合したものとなっているか。
- (ウ) 炊事設備、洗面所、浴室、便所、洗濯場の設備は、適切に設けられているか。
- (エ) 設備、食器等、飲用水について、衛生的に管理されているか。

ウ 自立に向けた支援

- (ア) 入居者等が独立して日常生活を営むことができるか常に把握に努めているか。
- (イ) 入居者等に対して、原則として 1 日 1 回、心身の状況変化や生活上の問題の把握など安定して生活を送る観点からの状況の把握を行っているか。
- (ウ) 入居にかかる契約期間終了前には、入居者等の意向を確認するとともに、継続利用の必要性について、福祉事務所等の関係機関と協議されているか。

エ 適切な契約に基づいたサービスの実施

- (ア) 入居申込者には、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明されているか。
- (イ) サービスの利用に際して、入居者との契約が適切に行われているか。
- (ウ) 金銭の管理は、入居者本人が行うことを原則とし、施設が金銭管理を行う者については、金銭の適切な管理を行うことに支障がある者であって、金銭の管理を希望する者に限定されているか。
- (エ) 金銭管理を行う場合は、適切な手続等に沿って行われているか。

オ 日常生活支援住居施設における個別支援計画の作成

- (ア) 個別支援計画の作成及び変更が適切に行われているか。
- (イ) 個別支援計画に基づき必要な支援を行っているか。
- (ウ) 個別支援計画の内容について、あらかじめ被保護者の保護の実施機関に協議し、同意を得ているか。

(2) 施設の適切な運営の確保

ア 適切な運営規程の整備及び運営体制の確保

- (ア) 施設の定員は遵守されているか。
- (イ) 事業運営についての重要事項を規定した運営規程を定めているか。
- (ウ) サービス提供にあたる利用料は適切に設定されているか。
- (エ) 事業の運営等に関する記録は適切に整備されているか。
- (オ) 事故が発生した場合には、都道府県等への報告など適切な対処が行われているか。また、損害賠償すべき事故の発生に備えた対応が講じられているか。
- (カ) 事業内容について広告をする場合は、虚偽又は誇大なものでないか。

イ 職員体制等の整備

- (ア) 施設長は適切に配置されているか。
- (イ) 職員（施設長を含む）は、入居者数や提供するサービスに応じて必要な者が配置されているか。
- (ウ) 職員の勤務体制について、勤務表等により適切に管理されているか。
- (エ) 職員による個人情報の漏えい等の防止に努めているか。

ウ 防火防災対策

- (ア) 建物について、建築基準法、消防法の規定を遵守しているか。
- (イ) 非常災害対策について充実強化に努めているか。

3 検査の実施

(1) 実施時期

令和8年(2026年)8月から令和9年(2027年)3月まで

(2) 実施形態

ア 実施方法

(ア) 実地による指導検査

- a 無料低額宿泊所ごとに日程を策定し、実地に赴き指導検査を実施する。
- b 日常生活支援住居施設を併せて運営している場合は、当該施設の指導検査を一体的に実施する。

(イ) 書面による指導検査

実地による指導検査を実施しない無料低額宿泊所等については、施設調査書等を活用し、書面による指導検査を実施する。

イ 実地による指導検査の班編成

1 検査班当たり、原則として3人体制とする。また、施設の状況により適宜体制を再編し、関係所管課職員等を加えて実施する。

ウ 実地による指導検査の実施通知

一般検査（実地検査に限る。）については、概ね検査日の2週間前に通知する。

エ 実地による指導検査の手順

次の手順による。

- (ア) 関係書類等の確認
- (イ) 関係者へのヒアリング
- (ウ) 施設等の確認
- (エ) 講評（結果の伝達）

オ 検査後の結果通知

検査後、速やかに通知する。

(3) 実地による指導検査対象施設の選定方針

ア 令和8年(2026年)4月1日に存する無料低額宿泊所等で、実施計画により定期的（原則、3年

に1度)に実施する施設

イ 上記アにかかわらず、状況に応じて実地検査が必要と判断される次の施設

(ア) 過去の指導検査における指摘事項の改善が図られていない施設

(イ) 施設調査書を提出しない施設

(ウ) 苦情、通報等が多く寄せられ、その内容から運営状況の確認を要する施設

ウ 届出なく実態として無料低額宿泊所等を運営している事業者

(4) 実地による指導検査計画

本方針を踏まえ、年度当初に策定する。

4 関係機関等との連携

(1) 国及び東京都

ア 国及び東京都とともに、施設運営の適正化について、施設指導の立場から連携を図る。

イ 東京都が所轄する社会福祉法人が運営する無料低額宿泊所等について、東京都と指導検査を同日実施するなど、適正な事業執行の観点から、連携を図る。

ウ 東京都が所轄する社会福祉法人及び当該法人が運営する無料低額宿泊所等について、東京都と市が相互に、指導検査に係る必要な情報の交換を行う。

(2) 運営指導所管

生活福祉総務課等と連携し、計画的に指導検査を進めるとともに、指導検査の適正な対応、推進を図る。